

現大綱における京都メカニズムの活用に係る対策・施策の概要

資料3-1

1. 対策の体系

- (1) 共同実施(JI) ...先進国における排出削減等の事業
- (2) クリーン開発メカニズム(CDM)
...途上国における排出削減等の事業
- (3) 排出量取引...先進国の間で排出枠等を取引

1.1 施策の体系

- (1) 当面必要となる措置等の実施
 - 共同実施(JI)及びクリーン開発メカニズム(CDM)に係る事業承認体制の整備
 - 国別登録簿等の整備
 - その他の施策等
- (2) 2008年以降の本格的な活用に向けた必要な制度の在り方等の検討

2. 各種施策の概要

(1) 当面必要となる措置等の実施

○共同実施(JI)及びクリーン開発メカニズム(CDM)に係る事業承認体制の整備

JI/CDM事業を行いクレジット(ERU/CER)を取得する場合には、関係締約国の承認が必要であり、我が国における政府承認体制を整備

○国別登録簿等の整備

JI/CDMによって発生するクレジット(ERU/CER)や京都議定書に基づく我が国の割当量(AAU)の移動等を追跡し記録するためのシステムとして国別登録簿を整備

○その他の施策等

- 1) 民間事業者等による京都メカニズム活用の支援等
 - ・事業の実現可能性調査の実施、審査機関の育成 等
- 2) 相手国政府の理解促進等に向けた取組の実施
- 3) 国際的ルールの新設への貢献

(2) 2008年以降の本格的な活用に向けた必要な制度の在り方等の検討

○2008年以降に備えた知見や経験の蓄積、制度の在り方の検討

2008年以降における京都メカニズムの本格的な機能の開始に備え、京都メカニズムのルールに関する国際的な議論、他国における施策及び取組の状況、実態等について、その知見や経験の蓄積等に努める。

また、これを踏まえて、京都メカニズムを活用するために必要となる制度の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる